議　案

第35号議案

令和５年度教育委員会の事務の点検・評価（令和４年度実績）について

京都府教育委員会基本規則第17条第24号の規定により、別紙のとおり提出します。

令和５年８月24日

教育長　前川　明範

提出の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うため、提出するものである。

令和５年度教育委員会の事務の点検・評価
（令和４年度実績）について

1　点検・評価の義務付け

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、各教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し議会に提出するとともに、公表することとされている。

また、この点検及び評価に当たっては、学識経験者の知見の活用を図ることとされている。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（中略）の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

２　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2　府教委の対応

点検・評価の内容、報告書の様式、議会への報告の方法などについては、各教育委員会が実情を踏まえて決定することとされており、以下のとおり報告書を取りまとめることとする。

(1) 教育委員会の運営状況

・教育委員の基本情報及び教育委員会議の開催状況等について取りまとめる。

(2) 「第２期京都府教育振興プラン」に基づく取組実績

・第２期京都府教育振興プランに掲げた推進方策ごとに、施策等の進捗及び推進に係る取組状況を取りまとめる。

・「京都府教育行政点検評価会議」による外部評価を活用する。

3　今後のスケジュール

９月13日　京都府議会９月定例会で報告、府教委ホームページにおいて公表

下線：追記箇所

令和５年度京都府教育委員会の総評

（推進方策１：豊かな学びの創造と確かな学力の育成）

○ＩＣＴを活用した学習支援と人材育成を一元的に行う拠点として「京都府デジタル学習支援センター」を開設し、デジタルコンテンツの配信や、利活用を先導的に進める教員の育成研修など、支援体制の構築に取り組んだ。
また、府立高校全校での１人１台端末の活用も始まっている。
今後は、個別最適な学びや協働的な学びにもつながるさらなるＩＣＴの効果的な活用に向けた取組が必要である。

○１人１台端末を活用し、ＩＲＴ分析を組み合わせた「京都府学力・学習状況調査」の実証研究を行い、本格実施に向けた環境整備ができた。引き続き、調査結果を効果的に活用し、児童生徒１人１人に応じた指導に生かせるよう、新しい調査への理解促進や活用支援に取り組む必要がある。

○小学校における教科担任制や、段階毎の基礎学力定着の取組などにより、全国に比べて学力は高いが、「教科の勉強は好きですか」という質問に対して、肯定的に回答している児童生徒の割合は、低い傾向がある。
今後は、多様な学習の形態や学習機会を創出し、児童生徒の学習意欲や興味・関心を高める取組を、さらに進めていく必要がある。

（推進方策２：豊かな人間性の育成と多様性の尊重）

○スクールカウンセラーの配置拡充や不登校相談体制の構築が進む一方、不登校児童生徒の増加や複雑化・多様化する教育課題に対応していく必要がある。専門スタッフと教員との連携強化や、市町村等との連携・支援などにより、児童生徒の教育機会を保障することが重要である。

○各学校や地域において、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行い、切れ目ない支援体制の整備が進んだ。今後は、インクルーシブ教育の実現・普及のため、特別支援学校のセンター的機能をさらに充実させ、地域の支援力の向上に取り組む必要がある。

（推進方策３：健やかな身体の育成）

○部活動の地域移行については、地域により部活動をとりまく状況が様々であるため、総合型地域スポーツクラブ等受け皿となる団体の設置や、地域部活動への指導者派遣、運営団体の充実等、地域の実情に応じた取組を進めることが重要である。

（推進方策４：学びを支える教育環境の整備）

○教員確保に向け、さらなる教職の魅力向上・発信や教師力養成講座の実施等、教職を志す学生を教員採用につなげる取組みについて工夫や改善の必要がある。

○教員業務支援員等の配置や会議・情報共有の合理化等ＩＣＴの有効活用などの取組により時間外勤務は一定改善されつつあるものの、教員の勤務実態は依然として厳しい状況。

学校運営・指導体制の充実に向け、業務改善や専門スタッフの配置拡充等、教職員の働き方改革の取組をさらに前に進めていく必要がある。

（推進方策５：学校・家庭・地域の連携・協働と社会教育の推進）

○児童生徒が、健やかに成長していくためには、学校と家庭、地域が協働して取り組むことが重要である。教育の目標やビジョンを共有し、地域とともにある学校づくりを実現するため、コミュニティ・スクール、地域学校協働活動のさらなる推進を支援する必要がある。

（推進方策６：文化振興と文化財の保存・継承・活用）

○府内小学校で、地元の文化財を題材とした課題解決型学習の取組を実施するとともに、府立高等学校においては、茶道や華道など京都府にゆかりの深い文化に関する講義や作法を学び、日本・郷土の伝統文化を尊重する態度の育成に取り組んだ。

○文化財の「保存」と「活用」の両輪により府内文化財を後世に継承するため、展示・収蔵環境の充実等博物館としての機能強化の検討を行うとともに、歴史的価値の高い史跡の活用整備について、さらなる検討が必要である。

（新型コロナウイルス感染症への対応）

○児童生徒の学びを止めない学校体制づくりを進めるためには、引き続き、学習指導員や教員業務支援員等の外部人材による継続的な支援が不可欠である。

また、５類感染症への移行後においても、活動場面に応じて、適切な感染症対策を講じる必要がある。

（まとめ）

○令和４年度は、４月に開設した「京都府デジタル学習支援センター」による学習支援・人材育成や、府立高校１人１台端末導入支援、小学校教科担任制の推進など、教育環境日本一プロジェクトの共通アプローチでもあるＩＣＴの積極的な活用と、第２期教育振興プランの実現に向けた取組が進んだと評価できる。

○府立高校の海外留学支援事業や、府立特別支援学校の販売実習である「ふれあい・心のステーション」の再開など、新型コロナの影響による教育活動の制限も落ち着きつつある。今後は、個別最適な学びや協働的な学びを進めるため、ＩＣＴの効果的な活用とともに、地域や大学、企業との連携を強化しながら、新しい時代の教育をさらに進める必要がある。

○各々の取組について成果や課題を検証して改善を加えるとともに、学校現場の状況もしっかりと把握し、地域の実情や時代の変化に合った取組を行うことにより、本府教育の充実につなげていくことが求められる。